

育英短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 育英短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、高等学校教育の基礎の上に、高い教養と専門的な知識技能を修得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

[保育学科]

保育学科は、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな専門的職業人の養成に資する教育研究を行う。

[現代コミュニケーション学科]

現代コミュニケーション学科は、グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成に資する教育研究を行う。

3 本学を群馬県高崎市京目町1656番地1に置く。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	定 員		備 考
	入学定員	収容定員	
保 育 学 科	170名	340名	保育学科にあっては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを5とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。
現代コミュニケーション学科	70名	140名	
計	240名	480名	

(修業年限及び在学期間)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第32条及び第33条により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第6条 本学の学生以外の者が、第49条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第17条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、学長が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 群馬県民の日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業期間)

第10条 1年間の授業期間は、試験行事等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程及び単位

(授業方法、開設授業科目及び単位数等)

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 開設する授業科目は、基礎科目、専門教育科目、自由科目、教職科目に区分し、別表第1及び第2の定めるところによる。

3 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、本学の施設以外の場所で行うことができる。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか育英短期大学履修規則(以下「履修規則」という。)の定めるところによる。

(科目の登録)

第13条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

3 第1項において登録できる単位数は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できる範囲とする。

(単位修得の認定)

第14条 授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の修得の認定は、試験、レポート、その他の方法により行うものとし、その方法については、各授業科目の担当者が定める。

(他の学科における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の学科において開設する授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項に規定する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、履修規則の定めるところによる。

(他の短期大学等における修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学(以下「他の短期大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における

学修その他文部科学大臣が別に定める学修(以下「大学以外の教育施設の学修」という。)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定による単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他の短期大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位(短期大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。ただし、前条第2項の規定により本学において修得したとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる履修)

第18条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による修業年限及び履修方法については、履修規則の定めるところによる。

(試験の時期)

第19条 試験の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験の受験資格)

第20条 当該授業科目の履修について、当該学期に登録をしていない者又は出席状況が良好でない者は、試験を受けることはできない。

(追試験及び再試験)

第21条 病気等やむを得ない事情により試験を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

2 定期試験に不合格の科目について、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、当該学生は再試験を受けることができる。

(認定)

第22条 第14条第2項に規定する試験等の成績の評価は、S(90点～100点)、A(80点～89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、D(59点以下)の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(4) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技を2以上組み合わせ行う場合は、その組み合わせに応じ、15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、本学に2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第11条第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類並びに取得方法は、履修規則の定めるところによる。

(卒業の認定)

第26条 本学に2年以上在学し、第24条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

(学位授与)

第27条 学長は、前条の規定に基づき卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

保 育 学 科

短期大学士（保育学）

現代コミュニケーション学科

短期大学士（コミュニケーション学）

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、再入学、転入学、退学、転学及び休学等

(入学時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。

(入学資格)

第29条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第30条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学手続き）

第31条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考の結果、合格通知をうけた者は、指定の期間内に入学金を納入するとともに、本学の指定する書類を提出しなければならない。

（再入学）

第32条 第36条又は第42条の規定に基づき、本学を退学し、又は除籍となった者が、退学又は除籍後2年以内に同一学科に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

（転入学）

第33条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当する学年に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、願書に現に在籍する大学の学長の転学承認書及び単位取得証明書を添えて出願しなければならない。

（入学許可）

第34条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第35条 入学を許可された者は、学費を負担する者を保証人とし、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について、責任を負うものとする。
- 3 学生は、保証人が変更になったとき、又は転居したときは、直ちに届け出なければならない。

（退学）

第36条 退学を希望する者は、その事由を詳細に記し、学長に願い出て許可を得なければならない。

（転学）

第37条 他の大学等への転学を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

（転学科）

第38条 転学科を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(休 学)

第39条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上修学することが困難な者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第40条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別な事由があるときは学長の許可を得て、引続き休学することができる。

2 休学の期間は、通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

第41条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第42条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に規定する在学期間を超えたとき。

(2) 死亡又は長期にわたり行方不明のとき。

(3) 第40条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができないとき。

(4) 成業の見込みがないと認められたとき。

(5) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき。

第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び授業料)

第43条 入学検定料、入学金及び授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

(その他の費用)

第44条 授業料のほか、教育実習、保育実習及びその他教育に必要な費用は、別途、徴収することができる。

(授業料等の納入金の不還付)

第45条 既納の授業料等の納入金は、特別の事情を除いては、還付しない。

第8章 職員組織

(職 員)

第46条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第47条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 事務職員は、学長の命により大学の事務を処理する。

第9章 教授会

(教授会)

第48条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学において一つ又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 他の短期大学等（外国の大学を含む。）の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の短期大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第52条 公共機関又はこれに準ずる団体から、所定の入学資格を有しない外国人に対して授業科目の履修を委託されたときは、授業に支障がない場合に限り、研修生として入学を許可することがある。

- 2 研修生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 特別の課程及び公開講座

(特別の課程)

第53条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第54条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 図 書 館

(図書館)

第55条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 教育研究所

(教育研究所)

第56条 本学に教育研究所を置く。

2 教育研究所は、学校教育及び保育に関する学際的・総合的研究を行い、その成果を普及し、地域社会に貢献することを目的とする。

3 教育研究所に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設

(厚生施設)

第57条 本学に、厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第58条 学生が学業、文化・スポーツ及びその他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第59条 学長は、学則その他の規律に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (3) その他、学内の秩序を乱し、本学の体面を傷つけ、学生としての本分に著しく反した者

第16章 雑 則

(学則の改廃)

第60条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成元年2月10日に改正し、施行する。ただし、授業料及び施設維持費については、平成元年4月1日から施行し、入学金については、平成元年度（平成元年4月）入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成元年10月24日に改正し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成2年1月24日に改正し、施行する。ただし、第8条に規定する別表第2の一部改正は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成2年11月22日に改正し、施行する。ただし、入学料、授業料及び教育振興費については、平成3年4月1日から施行し、入学料については、平成3年度（平成3年4月）入学者から適用する。

附 則

1 この学則の一部改正は、平成3年10月14日に改正し、平成4年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度定員 学科	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員

保 育 学 科	100名	200名	100名	200名	100名	200名
英 語 科	200名	300名	200名	400名	100名	300名
計	300名	500名	300名	600名	200名	500名

附 則

この学則の一部改正は、平成3年11月19日に改正し、施行する。ただし、別表第1中後期納入期日については、平成3年9月1日から適用し、授業料については、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成6年2月2日に改正し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成7年2月22日に改正し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成9年3月11日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成11年3月27日に改正し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- この学則の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度定員 学科	平成12年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育学科	100名	200名	100名	200名
英語科	200名	400名	100名	300名
計	300名	600名	200名	500名

附 則

- この学則の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は平成13年度から平成17年度までの間は次のとおりとする。

年度定員 学 科	平成13年度		平成14年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育学科	150名	250名	150名	300名	150名	300名
幼児教育専攻	75	75	75	150	75	150
保育専攻	75	75	75	150	75	150
英語科	150名	350名	150名	300名	100名	250名
計	300名	600名	300名	600名	250名	550名

附 則

- この学則の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は平成14年度から平成17年度までの間は次のとおりとする。

る。

学 科 \ 年度定員	平成14年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
保育学科	150名	300名	150名	300名
幼児教育専攻	75	150	75	150
保育専攻	75	150	75	150
現代コミュニケーション学科	150名	300名	100名	250名
計	300名	600名	250名	550名

- 3 第3条に規定する本学において設置する学科に関連し、同条に記載のない英語科については、在学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則

この学則の一部改正は、平成13年9月17日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年3月5日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年7月26日に改正し、平成14年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 第3条に規定する学生定員は平成15年度は次のとおりとする。

学 科 \ 年度 定員	平成15年度	
	入学定員	総 定 員
保育学科	200名	350名
幼児教育専攻	75	150
保育専攻	125	200
現代コミュニケーション学科	100名	250名
計	300名	600名

- 3 学科の廃止等により、再履修する者が履修すべき科目が廃止されたときは、教授会の議を経て、他の学科または学年において開講されている科目を履修することをもって、単位を認定することができる。

附 則

この学則の一部改正は、平成15年3月27日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成16年3月16日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成17年3月8日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年9月28日に改正し、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の学則9条及び第20条の規定は、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、

従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年1月19日に改正し、平成18年4月1日から施行する。ただし、第22条の2の改正規定は、平成18年3月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第9条、第18条及び第20条の規定は、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年12月6日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月26日に改正し、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の学則第9条及び第21条の規定は、平成20年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年月1月23日に施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定及び別表第2から第4は、平成20年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年5月28日に施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員について、平成21年度は次のとおりとする。

年度 定員 学科	平成21年度	
	入学定員	総 定 員
保育学科	200名	400名
幼児教育専攻		200
保育専攻		75
		125
現代コミュニケーション学科	100名	200名
計	300名	600名

- 3 保育学科幼児教育専攻並びに保育専攻は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第10条並びに第22条の規定は、平成21年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年6月25日に施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条並びに第22条の規定は、平成22年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年10月20日に施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条並びに第22条の規定は、平成23年3月31日に在学する学生について

は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年7月29日に施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成24年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年7月30日に施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成25年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年11月28日に施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成25年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。ただし基礎科目については、平成25年3月31日に在学する学生に対しても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成26年3月31日に在学する学生に対しては従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度から平成28年度において収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 定員 学科	平成27年度		平成28年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育学科	240名	440名	240名	480名
現代コミュニケーション学科	100名	200名	100名	200名
計	340名	640名	340名	680名

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成29年3月31日に在学する学生に対しては従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年3月2日に改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成30年度の入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年9月11日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年2月22日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び第2の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和元年9月24日(理事会決定)に改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び第2の規定は、令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年9月4日(理事会決定)に改正し、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び第2の規定は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年9月17日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年12月3日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年3月23(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 現に在学する学生の保証人にあつては、「学費を負担する者」とみなす。

附 則

- 1 この学則は、令和4年9月15日(理事会決定)に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年3月24日(理事会決定)に改正し、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

学科 \ 定員	収容定員
保育学科	410名
現代コミュニケーション学科	170名
計	580名

- 3 改正後の別表2の規定は、令和6年度の入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年9月11日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年11月29日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年3月19日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年9月12日(理事会決定)に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和8年度の入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

保育学科教育課程表

区分		授業科目	授業形態	開設単位	単位数		区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数	
					必修	選択					必修	選択
基礎科目	史・社会・文化・歴史	憲法と社会	講義	2		2	専門教育科目	子どもと音楽表現	演習	1		1
		異文化と多様性の理解	講義	2		2		子どもと造形表現	演習	1		1
		地域の歴史と文化	講義	2		2		子どもと身体表現	演習	1		1
	情報・数理	AIと社会	講義	2		2		健康の指導法	演習	1		1
		情報とICTの基礎	演習	2	2			人間関係の指導法	演習	1		1
		生活に活かす統計	演習	2		2		環境の指導法	演習	1		1
	かこころだ・こころ	こころと人間	講義	2		2		言葉の指導法	演習	1		1
		人間の身体と運動	講義	2		2		音楽表現の指導法	演習	1		1
		健康のためのスポーツ	実技	1		1		造形表現の指導法	演習	1		1
	マイユニケーション・コンピュータシミュレーション	英語Ⅰ	演習	1		1		身体表現の指導法	演習	1		1
		英語Ⅱ	演習	1		1		幼児教育方法	講義	2		2
		コリア語Ⅰ	演習	1		1		乳児保育Ⅰ	講義	2		2
		コリア語Ⅱ	演習	1		1		乳児保育Ⅱ	演習	1		1
		手話の基礎	演習	2		2		子どもの健康と安全	演習	1		1
		基礎科目14科目			23	2		21	特別支援教育・保育	演習	2	
専門基礎演習科目	キャリアデザインⅠ	演習	1		1	教育に関する科目	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	
	キャリアデザインⅡ	演習	1		1		教育相談と子育て支援	演習	1		1	
	キャリアデザインⅢ	演習	1		1		保育のピアノ演習Ⅰ	演習	1		1	
	国語表現法Ⅰ	演習	1		1		保育のピアノ演習Ⅱ	演習	1		1	
	国語表現法Ⅱ	演習	1		1		保育のピアノ演習Ⅲ	演習	1		1	
保育・幼児教育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	2			保育のピアノ演習Ⅳ	演習	1		1	
	教育原理(幼)	講義	2	2			造形の探究	演習	1		1	
	子ども家庭福祉	講義	2	2			総合表現	演習	1		1	
	社会福祉	講義	2		2		子どもの文化と遊び	演習	1		1	
	子ども家庭支援論	講義	2		2		幼児スポーツ	演習	1		1	
	社会的養護Ⅰ	講義	2		2		知的・発達障がい児教育	演習	1		1	
	教職論(幼)	講義	2		2		病棟保育	演習	1		1	
	現代の教育	講義	2		2		幼児とICT	演習	1		1	
保育・幼児教育の対象の理解に関する科目	保育と発達心理学	講義	2		2		食育演習	演習	1		1	
	発達心理学	講義	2		2	科発目展	絵本学	演習	2		2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2		在宅保育論	講義	2		2	
	保育科目	幼児の理解と援助	演習	1		1	実習・演習科目	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	1		1
		子どもの保健	講義	2		2		保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2		2
子どもの食と栄養		演習	2		2	保育実習指導Ⅰ(施設)		演習	1		1	
教育課程論		講義	2		2	保育実習Ⅰ(施設)		実習	2		2	
保育内容総論		演習	2		2	保育実習指導Ⅱ(保育所)		演習	1		1	
子どもと健康		講義	1		1	保育実習Ⅱ(保育所)		実習	2		2	
子どもと人間関係		講義	1		1	保育実習指導Ⅲ(施設)		演習	1		1	
保育・幼児教育の内容・方法に関する科目	子どもと環境	講義	1		1	保育実習Ⅲ(施設)		実習	2		2	
	子どもと言葉	講義	1		1	幼稚園教育実習指導		実習	1		1	
						幼稚園教育実習		実習	4		4	
【卒業の要件】 1. 基礎科目から10単位以上修得すること。 2. 基礎科目及び専門教育科目から合計62単位以上修得すること。								専門ゼミⅠ	演習	1		1
								専門ゼミⅡ	演習	1		1
								保育・教職実践演習(幼)	演習	2		2
								専門科目69科目			97	6
								総合計83科目			120	8

現代コミュニケーション学科 教育課程表

区分		授業科目	授業形態	開設単位	単位数		区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数	
					必修	選択					必修	選択
基礎科目	史・社会・文化	憲法と社会	講義	2		2	専門科目	心理学基礎	講義	2		2
		異文化と多様性の理解	講義	2		2		人間関係の理解	講義	2		2
		地域の歴史と文化	講義	2		2		臨床心理学	講義	2		2
	情報・数理	AIと社会	講義	2		2		カウンセリング	講義	2		2
		情報とICTの基礎	演習	2	2			発達心理学	講義	2		2
		生活に活かす統計	演習	2		2		若者の恋愛と心理	講義	2		2
	かこころだ・	こころと人間	講義	2		2		消費者心理学	講義	2		2
		人間の身体と運動	講義	2		2		カウンセリング演習	演習	1		1
		健康のためのスポーツ	実技	1		1		心理療法(箱庭療法)	演習	1		1
	ミューニケーション・シヨ・コ	英語Ⅰ	演習	1		1		世界の民族と文化	講義	2		2
		英語Ⅱ	演習	1		1		比較民俗学	講義	2		2
		コリア語Ⅰ	演習	1		1		現代のアジア	講義	2		2
		コリア語Ⅱ	演習	1		1		韓国の文化Ⅰ	講義	2		2
		手話の基礎	演習	2		2		韓国の文化Ⅱ	演習	1		1
		基礎科目14科目		23	2	21		現代海外事情	講義	2		2
専門科目	専 門	コミュニケーション	講義	2	2		教育科目	Integrated English SkillsⅠ	演習	2		2
		コミュニケーション入門	講義	1		1		Integrated English SkillsⅡ	演習	2		2
		コミュニケーション特講	講義	2		2		English Communication	演習	1		1
		コミュニケーション演習Ⅰ	演習	1		1		Practical English	演習	1		1
		コミュニケーション演習Ⅱ	演習	1		1		異文化・異言語研修	演習	1		1
		コミュニケーション演習Ⅲ	演習	1		1		ブライダルビジネス	講義	2		2
		コミュニケーション演習Ⅳ	演習	1		1		ブライダルマネジメント	演習	1		1
		コミュニケーション演習Ⅴ	演習	1		1		ファッションビューティ	講義	2		2
	教 基	キャリアプランニングⅠ	演習	1	1			化粧とファッション	講義	2		2
		キャリアプランニングⅡ	演習	1	1			メイクアップⅠ	演習	1		1
		キャリアプランニングⅢ	演習	1	1			メイクアップⅡ	演習	1		1
		キャリアプランニングⅣ	演習	1	1			カラーコーディネートⅠ	演習	1		1
		アカデミックライティング	演習	1		1		カラーコーディネートⅡ	演習	1		1
		メディアリテラシー	演習	1		1		ネイルアート	演習	1		1
		基礎研究Ⅰ	演習	1	1			フラワーアレンジメントⅠ	演習	1		1
		基礎研究Ⅱ	演習	1	1			フラワーアレンジメントⅡ	演習	1		1
	育 幹	卒業研究Ⅰ	演習	2	2			健康エクササイズ	演習	1		1
		卒業研究Ⅱ	演習	2	2			東洋美容医学	演習	1		1
		インターンシップⅠ	演習	1		1		ファッションと文化	講義	2		2
	科 科	インターンシップⅡ	演習	1		1		ファッションビジネス	講義	2		2

区分		授業科目	授業形態	開設単位	単位数		区分		授業科目	授業形態	開設単位	単位数	
					必修	選択						必修	選択
専 門 教 育 科 目	専 門 展 開 科 目	ホテルビジネス	講義	2		2	専 門 教 育 科 目	専 門 展 開 科 目	Intensive Writing	演習	2		2
		テーマパーク論	講義	2		2			Contemporary Issues in a Global Context	演習	2		2
		世界の食と文化	講義	2		2			Foreign Language Presentation	演習	2		2
		サービス実務	演習	1		1			Intensive Reading	演習	2		2
		ビジネスマナー	演習	1		1			Study of Local Culture	演習	2		2
		ホスピタリティ論	講義	2		2			Idiom and Vocabulary	演習	1		1
		簿記	講義	2		2			専門教育科目86科目			125	12
		医学一般	講義	2		2	自由科目	小論文特講	演習	1		1	
		医療事務Ⅰ	演習	1		1		自由科目 1科目			1		1
		医療事務Ⅱ	演習	1		1	専門教育科目	総合計101科目			149	14	135
		医師事務補助	演習	1		1	【卒業の要件】 1. 基礎科目から8単位以上修得すること。 2. 基礎科目及び専門教育科目から合計62単位以上修得すること。 3. 自由科目は、卒業単位として認定しない。						
		医薬品とその作用	講義	2		2							
		情報処理演習Ⅰ	演習	1		1							
		情報処理演習Ⅱ	演習	1		1							
		eスポーツと社会	講義	2		2							
		eスポーツと依存症	講義	2		2							
		eスポーツ実技	演習	1		1							
		eスポーツイベント運営	演習	1		1							
		eスポーツ配信	演習	1		1							
		プログラミング基礎	演習	1		1							
		ゲームプログラミングⅠ	演習	1		1							
		ゲームプログラミングⅡ	演習	1		1							
		ITと社会	講義	2		2							
		ITビジネス演習	演習	2		2							
		プレゼンテーション演習	演習	1		1							